

佐賀県自閉症協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、佐賀県自閉症協会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を佐賀県三養基郡基山町大字小倉978番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、自閉症児者に対する援護・育成を行うとともに、自閉症に関する社会一般への啓発を図り、自閉症児者の福祉に寄与する事を目的とする。

第3章 会員

(種別)

第4条 本会の会員は、次の2種とする。

- 1 正会員：この会の目的に賛同して入会した個人
- 2 賛助会員：この会の事業を賛助するため入会した個人

(入会)

第5条 本会の正会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を本会の会長（以下「会長」という）に提出するものとする。

- 2 正会員の入会については、特に条件は定めない。
- 3 本会の賛助会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。（電話・メールでも可）
- (2) 未納の場合。（しかしその後会費納入された場合は、資格をただちに復活することが出来る。）

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(抛出金品の不返還)

第9条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長、副会長、事務局長、会計、委員、会計監査（選任等）

第11条 役員は、総会において選任する。

(職務)

第12条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時又会長が欠けた時は、会長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の財産の状況を監査すること。

(任期等)

第13条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 総会

(種別)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第16条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員の選任又は解任

(5) 会費の額

(6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第17条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも、1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第20条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第21条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第22条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評決し、又他の正会員を代理人として評決を委任することができる。

3 前項の規定により、評決した正会員は、全2条及び事情第1項の摘要については、総会に出席したものとみなす。

第6章 役員会

(構 成)

第23条 役員会は、役員をもって構成する。

(権 能)

第24条 役員会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第25条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

第26条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第27条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付則

第28条 この定款は、平成20年1月1日より施行

平成22年6月6日 第2条を改正

平成26年6月1日 第7条を改正